

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため取締役及び監査役の責任を明確化し、正確且つ積極的なディスクロージャー活動及びIR活動等により経営の健全性、公正性及び透明性を高めることを重要な経営課題であると考えております。また、法令遵守については、弁護士や会計士等の意見を参考にした管理部門及び内部統制システムの強化を図りコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田村 隆盛	1,286,939	52.24
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	198,100	8.04
MSIP CLIENT SECURITIES	91,500	3.71
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	87,189	3.54
Oakキャピタル株式会社	44,900	1.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	35,811	1.45
松井証券株式会社	20,600	0.84
鎌田 英哉	19,200	0.78
片桐 紀博	18,800	0.76
田村 隆次	16,400	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	田村 隆盛
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	9月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適切な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
栃木 伸二郎	公認会計士													
片岡 久議	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栃木 伸二郎			公認会計士、税理士としての資格を有しており、財務、会計、税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として専任しております。
片岡 久議			企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に連絡会を開催し、意見交換・状況報告等を行っております。また、適宜必要に応じて意見交換を行うことにより監査の実効性を高めております。

内部監査人は、会社の業務及び財産の実態を合法性と合理性の観点から監査し、経営管理に寄与することを目的としております。また、内部監査人、監査役及び会計監査人は定期的に情報交換等を行い監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 登	弁護士													
佐藤 久典	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 登			弁護士、公認会計士の資格を有しており、専門的見地からの適切な監査が行え、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。
佐藤 久典			弁護士、税理士の資格を有しており、専門的見地からの適切な監査が行え、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び監査役(社外監査役は除く)に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、当社役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

当該ストックオプションの付与は現時点において実施しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、「役員就業規則」に基づき、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役が必要な手続きを実施できる環境を提供するため、定期的に事業報告等を管理部から連絡する体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役は6名(内社外取締役は2名)で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役会は、経営上の重要事項決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な決定に関する事項等を決議しております。なお、取締役会が認めた場合は、オブザーバーとして取締役及び監査役以外のものが出席し意見を述べております。

この他の会議体として毎月1回開催の営業会議、週1回開催の拠点会議がございます。

2. 監査役会

当社は監査役制度採用会社であり、監査役3名で構成されております。監査役2名は、社外から招聘した監査役であり、毎月1回監査役会を開催し、必要に応じて臨時監査役会議を開催しております。監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施しながら取締役の職務執行を監査しております。

3. 執行役員会

当社は執行役員制度を採用しており、執行役員6名で構成されております。毎月1回執行役員会を開催しており必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。執行役員会においては、各担当より業務の執行状況が取締役社長に報告され、必要に応じて積極的に取締役会に進言を行っております。

4. 内部監査

内部統制の業務執行状況に関しましては、内部監査室が全部署を定期的に監査・調査・指導を行っております。監査役及び会計監査人とも密接な連携をとり内部状況を監査しております。同室に関する内部監査は、社長の命により管理部が行なっております。

5. 会計監査

業務を執行する公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
武川 博一(監査法人大手門会計事務所)
石田 正樹(監査法人大手門会計事務所)

6. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の命により内部監査室が担当し会社の業務及び財産の実態を合法性と合理性の観点から監査し、経営合理化及び能率増進に資するとともに、不正・過誤の防止につとめ、経営管理に寄与することを目的としております。内部監査担当者は、年度監査計画に基づき各部署の実地監査及び書面監査を行い、その結果及び改善指示を代表取締役社長に報告し、その後各監査対象部署は、改善状況の報告を代表取締役社長及び内部監査室に行っております。

監査役監査は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で実施しており、取締役会への出席と、また必要に応じて営業会議及び拠点会議に参加しており、全社の状況の把握につとめた上で取締役の職務執行を監視できる体制になっております。内部監査人、監査役及び会計監査人は、相互に情報交換等を行い、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役、社外監査役を選任しており、監査体制が経営監視機能として有効であると判断しているため、現在の体制を採用しております。また、内部統制の重要な位置づけとして、監査役会、内部監査人及び会計監査人が相互に連携を図りながら監査を推進すると同時に、重要な法的判断を要する事項については、弁護士に相談のうえ検討・解決を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は、9月であり、株主総会の設定月があまり集中しない時期となっております。
その他	招集通知の一部はインターネット開示を行っており、早期の開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごと(通期決算発表時及び第2四半期決算発表時)に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部内IR企画室においてIRを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全てのステークホルダーに公平、正確及び継続的な情報開示を基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動しなければならない。
 - (2) 取締役に対し社外専門家による研修を定期的実施する。また、取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社に法令遵守の精神が醸成されるよう率先して行動しなければならない。
 - (3) 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
 - (4) 管理部長をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンス及び内部統制に関する事項を統括せしめる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署を置き、これらを10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持する。
 - (2) 社内の機密情報の取扱いにつき、保存、管理、閲覧、回付等に関する規程を整備し、機密情報の適切な活用に努めるとともに、その安全管理を図る。
 - (3) 社内の情報ネットワークのセキュリティ向上のためのツールの導入及び情報の取扱いに関する規程等の強化を行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 管理部長はプロジェクト・チームを組織し、組織横断的なリスクの分析、評価を行い、リスク対応の方策の策定、運用を行なわせる体制を整備する。
 - (2) 業務マニュアル、諸規定の体系化を図り、業務の標準化を行なうことでオペレーションリスクの最少化に努める。
 - (3) 危機発生の緊急事態に備え、必要な設備と人員を確保し、想定される危機に応じた対応マニュアルを整備し、危機に対し即応性の高い体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行なわれ、その伝達が速やかに行なわれる組織体制を構築する。そのために関係諸規定の見直し、整備を行なう。
 - (2) 経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行なうため弾力的に組織の統廃合、再編を行なうことができる手続や体制の整備を行なう。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる「コンサルライン」制度を社内外に確保し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては通報者に不利益が及ぶことのないようにその保護を最優先事項とする。
 - (2) コンプライアンス及びCSRに関する事務の担当部署において、これらに関する事項の教育を含めた企画立案と運用を行う。
 - (3) コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。
 - (4) 従業員の法令及び社内ルールの違反行為に対し、適正な手続を経た上で、公正に懲戒を含む処分を行うための体制を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 内部監査室を監査役の職務を補助するための部署とする。
 - (2) 監査役は内部監査室の部員を指示し、その職務を補助させることができる。
 - (3) 内部監査室は、内部統制内部監査担当の実効性を確保するため監査活動を行なう。有効な監査活動を行なうため内部監査室に必要な権限を付与するとともに、関係部署がこれに従う体制を整備する。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 内部監査室の部員についての人事、処遇、懲罰については、監査役と協議し、監査役の意見を尊重する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 管理部長は内部統制整備の実施状況について、随時監査役に対し報告を行う。
 - (2) 取締役及び従業員は、監査役及び内部監査室の部員から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
9. その他監査役が監査を実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、いかなる不当要求に対しても組織として毅然とした対応をとり、取引や資金提供等は一切行わないことを基本方針としております。

反社会的勢力からの不当要求があった場合は、警察や顧問弁護士等の外部機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示に関する体制については、管理部内IR企画室にて整備をすすめており、適切な開示に努めてまいります。

